

	こ 成 保 第 15 号
	令和 5 年 4 月 19 日
第一次改正	こ 成 保 第 54 号
	令和 5 年 6 月 6 日
第二次改正	こ 成 保 第 6 号
	令和 6 年 1 月 18 日
第三次改正	こ 成 保 第 207 号
	令和 6 年 3 月 29 日
第四次改正	こ 成 保 第 103 号
	令和 7 年 2 月 6 日
第五次改正	こ 成 保 第 298 号
	令和 7 年 4 月 11 日
第六次改正	こ 成 保 第 15 号
	令和 8 年 1 月 8 日
第七次改正	こ 成 保 第 321 号
	令和 8 年 4 月 8 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

認可保育所等設置支援等事業の実施について

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保等に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、認可保育所等設置支援等事業を次により実施し、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

記

1 事業の種類

本通知による事業は以下の事業とする。

- (1) 保育所等改修費等支援事業
- (2) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業
- (3) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業
- (4) 民有地マッチング事業
- (5) 保育環境改善等事業

2 事業の実施

1の各事業の実施及び運営に関しては、それぞれ以下の実施要綱によること。

- (1) 保育所等改修費等支援事業実施要綱（別添1）
- (2) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業実施要綱（別添2）
- (3) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業実施要綱（別添3）
- (4) 民有地マッチング事業実施要綱（別添4）
- (5) 保育環境改善等事業実施要綱（別添5）

別添 1

保育所等改修費等支援事業実施要綱

1 事業の目的

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業及び小規模保育事業の推進、「保育政策の新たな方向性」に基づき市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保を行うため、賃貸物件による保育所又は幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分）（以下、「保育所等」という。）を設置するための改修、賃貸物件等により新たに小規模保育事業を設置するための改修、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業への移行に当たって必要となる改修、家庭的保育事業の実施場所にかかる改修、乳児等通園支援事業の実施に必要となる改修及び幼稚園における長時間預かり保育の実施に必要となる改修等に要する経費を補助することにより、地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策を行うとともに、こどもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

（1）賃貸物件による保育所等改修費等

賃貸物件により、保育所等を新設、定員の拡大、老朽化又は、駅周辺など保育ニーズのある地域への移転や災害危険区域等からの移転など利便性向上のため、あるいは近隣のテナント等に空きが出た場合であって、定員の拡大にかかわらず、乳児室又は保育室等を増室するなど質の向上のための改修に伴い必要となる経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する。

（2）小規模保育改修費等

賃貸物件等を活用した小規模保育事業所を新設、定員の拡大、老朽化又は、駅周辺など保育ニーズのある地域への移転や災害危険区域等からの移転など利便性向上のため、あるいは近隣のテナント等に空きが出た場合で

あって、定員の拡大にかかわらず、乳児室又は保育室等を増室するなど質の向上のための改修に伴い必要な経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する。

（３）認可化移行改修費等

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業への移行を希望する認可外保育施設に対して、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第32条に規定する保育所に係る設備に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第28条、第32条、第33条に規定する小規模保育事業に係る設備に関する基準又は同基準第43条に規定する事業所内保育事業に係る設備に関する基準を満たすために必要な経費（改修費等、賃借料（改修期間中の建物賃借料及び礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する。

（４）家庭的保育改修費等

家庭的保育事業を行う者が、家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）で家庭的保育事業を実施する上で保育環境を整えるために必要な経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する。

（５）乳児等通園支援事業実施事業所改修費等

乳児等通園支援事業を実施する者が、乳児等通園支援事業を実施する上で、適切な環境を整えるために必要な経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する。

（６）幼稚園における長時間預かり保育改修費等

幼稚園を11時間以上にわたり開園し、通常教育時間の前後や長期休業期間中などに幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動（以下「長時間預かり保育」という。）等を行う私立幼稚園であって、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業への移行を希望している私立幼稚園に対し、事業の開設に必要な経費（改修費等）の一部を補助する。

※ 上記（１）から（５）の補助対象経費のうち、賃借料については、毎年４月１日以降開所までに発生するものに限る。ただし、当該賃借料の補助を受けた年度の翌年度以降に開所する場合は、補助を受けた年度の３月31日までの間とする。

4 対象事業者

(1) 賃貸物件による保育所等改修費等

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所等を経営する者。ただし、地方公共団体が設置する場合を除く。（公立施設を活用して保育所等を運営する民間事業者であって、当該事業者が当該施設を改修する場合を含む。）

(2) 小規模保育改修費等

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条に基づき特定地域型保育事業者（小規模保育事業に限る。）として市町村長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者（公立を含む。）

(3) 認可化移行改修費等

「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」（令和5年9月19日こ成保第111号）の別添1「認可化移行運営費支援事業実施要綱」（以下「認可化移行運営費実施要綱」という。）に掲げる実施要件を満し、認可化移行運営費実施要綱に掲げる期間内に児童福祉施設設備運営基準第32条、家庭的保育事業設備運営基準第28条、第32条、第33条又は第43条に規定する設備基準を満たす認可外保育施設を経営する者

(4) 家庭的保育改修費等

子ども・子育て支援法第43条に基づき特定地域型保育事業者（家庭的保育事業に限る。）として市町村長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者（公立を含む。）

(5) 乳児等通園支援事業実施事業所改修費等

子ども・子育て支援法第54条の2に基づき乳児等通園支援事業者として市町村長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者（公立を含む。）

(6) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等

「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」の別添2「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱」（以下「長時間預かり実施要綱」という。）に掲げる実施要件を満たし、長時間預かり実施要綱に掲げる期間内に幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業への移行を希望する私立幼稚園を経営する者

5 対象事業の制限

(1) 次に掲げる場合については、本事業の対象としないものとする。

- ① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる場合
- ② 施設整備を目的とする場合（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）

③ 賃貸物件により当該事業を行う場合であって、当該賃貸借契約が借地借家法（平成３年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借契約であるとき

（２）本事業による賃借料の補助は、１の施設・事業所につき１回限りとする。

６ 留意事項

（１）４の（３）について、認可化移行運営費実施要綱に掲げる期間内に認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業として必要な基準を満たさなかった場合、補助金の返還を命ずることができるものとする。

（２）４の（６）について、長時間預かり実施要綱に掲げる期間内に幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業として必要な基準を満たさなかった場合は補助金の返還を命ずることができるものとする。

７ 費 用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。